

不正輸出事件の概要

なお、本資料は以下の資料にもとづいてCISTECが作成したものです。
 ・「戦後の外事事件—スパイ・拉致・不正輸出—」
 (外事事件研究会編著、東京法令出版、平成19年10月1日発行)
 ・経済産業省資料

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
昭和38年～39年 ／昭和41年	(株)進展実業A:専務取締役 神港精機(株) B:第一事業部長	A:1年2ヶ月 (執行猶予2年) B:4ヶ月 (執行猶予2年)	(株)進展実業: 1,000万(法人)				
概要	昭和38年4月、全ソ工業技術輸入公団とコム規制対象品であるゲルマニウムトランジスター製造設備一式の輸出契約を締結し、契約を分割あるいは名称を一般的なものに変更して用途を不明確にし、昭和39年9月及び同年12月にわたって、通商産業大臣の承認を受けることなくソ連に不正輸出していた。 ●外為法違反						
昭和44年 ／昭和44年	兵庫県貿易(株) A:輸出担当営業部長 (株)国際機械振動研究所 B:取締役大阪製造部長		兵庫県貿易(株): 15万(法人) A: 7万(個人) (株)国際機械振動研究所: 30万(法人)B: 15万(個人)				
概要	中国機器会社とコム規制対象品である振動試験装置振動台付駆動コイルの輸出契約を締結し、昭和44年7月、冷却装置にあらかじめ取り付け付けたタンク内に同貨物を隠蔽し、税関長の輸出許可を受けることなく中国に不正輸出しようとしていた。 ●関税法違反(未遂)						
昭和59年～61年 ／昭和62年	東明貿易(株) 営業部長		東明貿易(株):100万(法人)	昭和62年11月	全品目	全地域	1ヶ月
概要	「祖国の4つの現代化」に貢献するためとして中国電子技術進出口公司等とコム規制対象品であるシグナル・ジェネレーター等の輸出契約を締結し、昭和59年4月から昭和61年1月までの間に前後12回にわたって、通商産業大臣の承認を受けることなく、かつ、税関長の許可を受けないで旅客機で出国する際の社員の託送品として中国に不正輸出していた。 ●外為法及び関税法違反						

昭和60年～61年 ／昭和62年	東明商事(株) A:東京支店 営業部長 穂高電子(株) B:営業部長		東明商事(株):50万(法人) 穂高電子(株):15万(法人)	平成元年11月	全品目	全地域	1ヶ月
概要	北朝鮮軍の資機材調達機関等から働き掛けを受け、北朝鮮電岳山貿易等とコム規制対象品であるシンクロ・スコープ等の輸出契約を締結し、昭和60年10月から61年8月までの間に前後9回にわたって、通商産業大臣の承認を受けることなく、かつ、税関長に虚偽の輸出申告をし、又は税関長の許可を受けないで北朝鮮に不正輸出していた。 ●外為法及び関税法違反						
昭和57年～58年 ／昭和62年	東芝機械(株) A:鋳造部長 B:第二技術部専任次長		東芝機械(株):200万(法人)	昭和62年5月	全品目	共産圏	1年
概要	ソ連の情報機関員とみられる全ソ技術機械輸入公団幹部3名から不正輸出工作を受けた対ソ連貿易商社、和光交易(株)の仲介で、コム規制対象品である、同時九軸制御プロペラ加工機である大型金属工作機械とその付属品をソ連に不正輸出するとともに同工作機械の使用に係る技術の役務提供を行っていた。昭和57年12月から昭和58年6月までの間、同工作機械を、コム規制を受けない同時二軸制御の大型立旋盤であると偽って通商産業大臣の「非該当証明」を受けてソ連に不正輸出、昭和59年6月、同大臣の承認を受けることなく同工作機械の部分品スナウトを不正輸出し、同年7月、同大臣の許可を受けることなく修正プログラムを不正輸出していた。 ●外為法違反						
昭和58年～60年 ／昭和60年	国際交易(株) A:営業第1部長 B:営業第1部長代理		国際交易(株):100万(法人)	昭和60年9月	全品目	全地域	1ヶ月
概要	全ソ工作機械輸入公団とコム規制対象品である数値制御装置付工作機械用自動プログラミング装置のコンピュータ等の輸出契約を締結し、昭和58年7月から60年3月までの間に前後14回にわたって、コンピュータ16台等の貨物を税関長の許可を受けることなく、旅客機で出国する際の社員の託送品として、ソ連及びポーランドに不正輸出していた。 ●関税法違反						
昭和60年～61年 ／昭和63年	(株)極東商会 A:常務取締役 B:輸入特貨課長 新生交易(株) C:取締役貿易部長		(株)極東商会:200万(法人) 新生交易(株):20万(法人) C:20万(個人)	昭和63年11月	全品目	全地域	3ヶ月
概要	中国儀機進出口公司等とコム規制対象品であるサンプリング・オシロスコープの輸出契約を締結し、昭和60年6月頃から61年11月までの間に前後8回にわたって、通商産業大臣の承認を受けることなく、税関長の許可を受けないで、旅客機で出国する際の社員の託送品として、中国に不正輸出していた。 ●外為法及び関税法違反						

昭和63年 ／平成元年	在日朝鮮人の商工連幹部		20万(個人)				
概要	在日朝鮮人の商工連幹部が、昭和63年9月、北朝鮮に時帰国する際、コム規制対象品であるパーソナル・コンピュータ、IC等を日用品と偽って輸出申告し、通商産業大臣及び税関長の輸出許可を受けずに北朝鮮貨客船で不正輸出しようとしていた。 ●外為法及び関税法違反						
昭和61年～63年 ／平成元年	ダイキン工業(株)営業企画部長		ダイキン工業(株): 200万(法人)	平成元年7月	全品目	共産圏	6ヶ月
概要	昭和61年3月から昭和62年5月までの間に14回にわたり、全ソガス輸出入公団の要請を受け、コム規制対象品である高純度のダイフロン(フロン系液体)の純度を偽って税関長に虚偽の輸出申告をし、通商産業大臣の承認を受けることなくソ連に不正輸出していた。 ●外為法及び関税法違反						
昭和62年 ／平成元年	(株)プロメロンテクニクス A:代表取締役社長	2年(執行猶予4年)	(株)プロメロンテクニクス: 500万(法人)	平成元年12月	全品目	共産圏	1年
概要	東独公団と、コム規制対象品である半導体製造装置「マスクアライナー」の輸出契約を締結し、通商産業大臣の輸出承認及び税関長の輸出許可を受けることなく韓国のダミー会社を通して昭和62年6月から9月にかけて3回にわたり、計4セットを東独に輸出していた。また、昭和62年2月から3月にかけて、原子炉の制御棒用に使われる高性能素材ハフニウムワイヤー約10キログラムを旅行会社職員らに携帯品としてハンドキャリーにより東独に不正輸出していた。 ●外為法及び関税法違反						
昭和63年～平成元年 ／平成3年	日本航空電子工業(株) A:代表取締役社長 B:相談役 C:専務取締役 D:取締役支配人	A,B,C,D:2年 (執行猶予3年)	日本航空電子工業(株): 500万(法人)	平成3年11月	全品目	全地域	1年6ヶ月
概要	昭和63年5月から平成元年4月にかけて前後13回にわたりF-4ジェット戦闘機に装備される空対空ミサイルの部分品である飛行安定装置ローレロンを民生用であると使用目的を偽り、通商産業大臣及び税関長の許可を受けずに、シンガポール経由で当時イラクと交戦中のイランに不正輸出していた。 ●外為法及び関税法違反						
平成5年 ／平成6年	(株)トレーダーズ A:代表取締役 B:社員		A,B:30万(個人)	平成6年6月	全品目	全地域	1ヶ月
概要	平成5年7月及び10月の2回にわたり、微量の光を増幅して画像処理する電子機器であるイメージ増強管を通商産業大臣及び税関長の輸出許可を受けずに、帰国する社員家族らに携帯品としてハンドキャリーにより中国に不正輸出していた。 ●外為法及び関税法違反						

平成8年 ／平成8年	東亜技術工業(株) A:社員		A:20万(個人)				
概要	平成8年1月、大阪港入港中の北朝鮮船舶にフッ化ナトリウム50キログラムを、続いて2月、神戸入港中の北朝鮮船舶にフッ化水素酸50キログラムを、それぞれ輸出託送品として積み込み、北朝鮮に不正輸出していた。*フッ化水素酸及びフッ化ナトリウムは化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制であるオーストラリア・グループの規制対象であり、サリンの原料ともなるものである。また、本件は、北朝鮮に緊急支援米を送るための北朝鮮船籍貨物船を利用した不正輸出であった。 ●外為法違反						
平成8年 ／平成10年	大進商事(株) A:代表取締役 B:取締役						
概要	軍需品として、その輸出が規制されている潜水用具の部分品である非磁性のスクーパ用ダブルバルブを北朝鮮に輸出しようとして、平成8年3月から同年10月までの間、計11回にわたり、同ダブルバルブ計2,360組を通商産業大臣の許可を受けることなく新潟港から万景峰92号に船積みし、北朝鮮に不正輸出した。 ●外為法違反						
平成8年～平成9年 ／平成11年	(株)菱光社 A:代表取締役専務	10ヶ月 (執行猶予3年)	(株)菱光社:200万(法人)	平成11年8月	全品目	全地域	1ヶ月
概要	核兵器の開発又は製造に用いられ得る工作機械その他の装置として全地域に対する輸出が規制されている測定装置を、韓国向けと偽って輸出申告し、通商産業大臣の許可を受けることなく、平成8年12月、中国に不正輸出した。同輸出に際しては、税関長に対しても韓国向けの輸出である旨申告した。また、同大臣の許可を受けることなく、平成9年3月、技術社員らを中国に派遣し、当該貨物の据え付け・検取など不正な役務取引を行わせた。 ●外為法及び関税法違反						
平成7年 ／平成12年	(株)サンビーム A:代表取締役 B:代表取締役	A,B:2年 (執行猶予4年)	A,B:150万(個人)	平成12年5月	全品目	全地域	1年
概要	対戦車ロケット砲(RPG-7)専用光学照準器の部分品である鏡内目盛板「レクテル」を複製製造し、事情を知らない通関業者等を通じ、平成7年4月及び12月に、通商産業大臣の許可を受けずにイランに不正輸出していた。 ●外為法違反						
平成11年～12年 ／平成15年	(株)セイシン企業 A:代表取締役 B:支店長	A:2年6ヶ月 (執行猶予5年) B:1年6ヶ月 (執行猶予3年)	(株)セイシン企業: 1,500万(法人)	平成18年11月	全品目	全地域	2年
概要	ミサイルの推進薬の研究、開発又は製造に用いられるおそれがあるものとして、その輸出が規制されている超微粉碎機であるジェットミル2台をイラン・イスラム共和国に輸出しようとして、平成11年5月及び平成12年11月の2回にわたって、通商産業大臣の許可を受けることなく同国に不正輸出した。 ●外為法及び関税法違反 *ミサイル関連貨物に関わる不正輸出の検挙						

平成14年～15年 ／平成15年	(株)明伸 A:代表取締役	A:1年 (執行猶予3年)	(株)明伸: 200万(法人)	平成16年4月	全品目	全地域	3ヶ月
概要	<p>北朝鮮を仕向地として、直流安定化電源を輸出しようとしていたところ、平成14年11月、経済産業大臣から、核兵器等の開発等に用いられるおそれがあるとして、北朝鮮に輸出する場合には輸出申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、平成15年4月、同電源3台を同大臣及び税関長の許可を受けることなくタイ王国を経由して北朝鮮に向け不正輸出した。</p> <p>●外為法及び関税法違反 *キャッチオール規制(平成14年4月導入)に関わる不正輸出の初検挙</p>						
平成15年 ／平成16年	(有)アイ・ディー・サポート A:代表取締役 B:無職	A:1年 (執行猶予3年) B:10ヶ月 (執行猶予3年)		平成16年6月	全品目	全地域	4ヶ月
概要	<p>北朝鮮を仕向地として周波数変換器1台を輸出しようとしていたところ、平成15年8月、経済産業大臣から、核兵器等の開発等に用いられるおそれがあるとして、輸出貿易管理令別表第4の2に掲げる地域を仕向地として輸出する場合を除き、輸出申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、同器1台を中国経由で北朝鮮に輸出しようとして、平成15年11月、同大臣及び税関長の許可を受けることなく、同器1台を預かり手荷物として航空機に積載させ、中国を経由して北朝鮮に向け不正輸出した。</p> <p>●外為法違反</p>						
平成15年 ／平成15年	(有)ジバング A:社長		(有)ジバング:50万(法人) A:50万(個人)				
概要	<p>平成15年2月、トラックトラクタ(トラックの動力部分)及びトラックトレーラーを北朝鮮に輸出しようとして、経済産業大臣に対し、外為法に基づく輸出許可申請を行ったが、トラックトラクタが核兵器等の開発に用いられるおそれがあるとして不許可となった。このため、Aらは輸出規制がなされていないトラックトレーラーのみを託送品として北朝鮮に輸出しようとして、平成15年4月、門司税関博多税関支署長に対し、トレーラーの価格を実価格よりも低額な25万円とする虚偽の内容を記載した輸出託送品申告書を提出し、同トレーラーを北朝鮮に輸出したものである。</p> <p>●関税法違反</p>						
平成15年 ／平成15年	明昌洋行(株) A:社長 金英根	略式起訴	A:100万(個人)	平成18年11月	全品目	全地域	8ヶ月
概要	<p>凍結乾燥機が北朝鮮において、生物兵器の開発等に用いられるおそれがあることを知りながら、平成14年9月、同機1台を経済産業大臣の許可を受けることなく、事情を知らない製造業者等を通じて、台湾を経由して北朝鮮に不正輸出した。</p> <p>●外為法違反 *キャッチオール規制(平成14年4月導入)に関わる不正輸出の検挙(初の客観要件違反)</p>						

平成13年 ／平成18年	(株)ミツトヨ A:代表取締役社長 B:代表取締役副社長 C:常務取締役 D:元取締役	A:3年 (執行猶予5年) B:2年8ヶ月 (執行猶予5年) C:2年4ヶ月 (執行猶予4年) D:2年 (執行猶予4年)	(株)ミツトヨ: 4,500万(法人)	平成19年6月	全品目 3次元測定機 *	全地域 全地域	6ヶ月 2年6ヶ月
概要	核兵器の開発又は製造に用いられるおそれがあるものとして、その輸出が規制されている測定装置である3次元測定機2台をマレーシアに輸出しようとして、平成13年10月及び11月の2回にわたり、経済産業大臣の許可を受けることなく、シンガポール共和国を経由してマレーシアに不正輸出した。なお、マレーシアに輸出された3次元測定機2台のうちの1台は、同国から再輸出され、その後、リビア国内の核開発関連施設内で発見された。 * 確定した需要者に直接輸出するCNC3次元測定器を除く。全品目制裁期間満了後も継続。 ●外為法及び関税法違反						
平成17年 ／平成19年	ヤマハ発動機(株) A:スカイ事業部長 B:スカイ事業部主査 C:スカイ事業部主査	A,B,C: 起訴猶予処分	ヤマハ発動機(株): 100万(法人)	平成19年5月	無人ヘリ	全地域	9ヶ月
概要	大量破壊兵器等(ミサイル関連)の開発等に用いられるおそれがあるものとして、その輸出が規制されている無人ヘリコプター1台を中国に輸出しようとして、平成17年12月、経済産業大臣の許可を受けることなく、中国に向け不正輸出しようとしたが、当該貨物の輸出申告を受けた税関当局から指摘されたため、その目的を遂げなかった不正輸出未遂。 ●外為法違反						
平成12年～20年 ／平成21年3月	ホーコス(株) A:元主任 B:元課長代理 C:その他の社員(2名)	A:2年6ヶ月 (執行猶予3年) B, C:1年～1年6ヶ月 (執行猶予3年)	ホーコス(株): 4,700万(法人)	平成21年8月	全貨物 (工作機械の部分品および付属品を除く)	全地域	5ヶ月
概要	核兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして、その輸出が規制されている数値制御工作機械(マシニングセンタ等)の輸出に際し、測定データを改ざんし、性能を低く偽ることにより、必要な経済産業大臣の許可を得ずに韓国等へ約650台を不正輸出。 ●外為法及び関税法違反						

発生/検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
平成20年 /平成21年5月	(株)盛田忠雄 A:代表取締役 (盛田忠雄こと鄭麟采)	A:3年 (執行猶予4年)	(株)盛田忠雄: 500万	平成22年1月	全貨物	全地域	16ヶ月 (平成22年2月3日から平成23年6月2日まで)
概要	<p>(1)平成20年1月、ミサイル運搬等に転用が可能な大型タンクローリーを韓国・釜山に輸出することを装い、必要な経済産業大臣の許可を得ずに当該貨物を北朝鮮へ不正輸出。 (当該貨物は、関係機関との協力により北朝鮮への輸出は未然に防止された。)</p> <p>(2)平成20年10月から12月にかけて、中古外国車4台及びピアノ34台を中国経由で北朝鮮へ迂回輸出。 (いずれも国際連合安全保障理事会決議(第1718号)に基づき、日本政府が北朝鮮への輸出を禁止したぜいたく品。)</p> <p>●外為法違反</p>						
平成20年6月 /平成21年6月	A:(有)東興貿易 B:(有)東興貿易の取締役 李慶鎬 C:理研電子(株)代表取締役 香月巳昭	B:2年(執行猶予4年)	A:600万 C:100万(略式命令)	A,B,C: 平成22年6月	全貨物	全地域	A,B:7ヶ月間 (平成22年6月25日から平成23年1月24日まで) C:1ヶ月間 (平成22年6月25日から平成22年7月24日まで)
概要	<p>(1)(有)東興貿易は、平成20年6月、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、必要な経済産業大臣の許可を得ずに、輸出者名義を事情を知らない第三者とした上で、平成20年8月及び11月、小型円筒研削盤をミャンマー連邦に向けて不正輸出。</p> <p>(2)(有)東興貿易は、平成20年9月、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、理研電子(株)と共謀し、輸出者名義を理研電子(株)とし、最終仕向地をマレーシアと虚偽の輸出申告手続により、必要な経済産業大臣の許可を得ずに、平成21年1月、直流磁化特性自記装置をミャンマー連邦に向けて不正輸出。 ※関係機関の協力によりミャンマー連邦向けの不正輸出は未然防止。</p> <p>●外為法違反</p>						
平成20年10月 /平成21年12月	(有)スルース A:中西伯子 B:池山正記	A,B:2年 (執行猶予3年)	200万	平成22年6月	全貨物	全地域	5ヶ月間 (平成22年6月25日から平成22年11月24日まで)
概要	<p>(1)(有)スルースは平成20年10月、平成18年11月15日以降の国連安保理決議第1718号に基づく外為法上の措置として北朝鮮向けに輸出が禁止されているぜいたく品(化粧品)を中国・大連経由で北朝鮮に迂回輸出を行った。</p> <p>(2)同社は、平成21年8月以降、平成21年6月18日以降の外為法に基づくわが国独自の制裁措置として北朝鮮向けに輸出が全面禁止されている食料品及び日用品等を、2回にわたって中国・大連経由で迂回輸出を行った。</p> <p>●外為法違反</p>						
平成21年2月 /平成22年7月	(株)ファースト商会 A:坂山功瑛室(韓国籍本名:尹原根) B:香西典幸	A:懲役1年4ヶ月 求刑懲役2年 B:懲役1年 求刑懲役1年6ヶ月 (執行猶予3年)	(株)ファースト商会: 150万	平成23年7月	全貨物	全地域	6ヶ月間 (平成23年8月3日から平成24年2月2日まで)
概要	<p>(1)(株)ファースト商会は平成21年2月頃から、平成18年11月15日以降の国連安保理決議第1718号に基づく外為法上の措置として北朝鮮向けに輸出が禁止されているぜいたく品(中古ピアノ3台、90万円相当)を鳥取の境港から中国・大連経由で北朝鮮に迂回輸出を行った。</p> <p>(2)同社はまた、平成21年10月にも、平成21年6月18日以降の外為法に基づくわが国独自の制裁措置として北朝鮮向けに輸出が全面禁止されている食料品及び日用品(コーヒーやチョコレート等)を中国・大連経由で迂回輸出を行った。</p> <p>●外為法違反(北朝鮮向けの無承認輸出)</p> <p>*不正輸出事件で日本初の実刑判決(執行猶予なし)</p>						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
平成20年 ／平成22年9月	(株)サブライダー・トレーディング A:社長 大山豊	A:1年6ヶ月 求刑懲役1年6ヶ月 (執行猶予3年)	(株)サブライダー・トレーディング: 80万 求刑罰金100万	平成23年10月	全貨物 ※第3者を介した輸出も禁止	全地域	6ヶ月間 (平成23年10月11日から 平成24年4月10日)
概要	(1)同社社長は平成20年11月、平成18年11月15日以降の国連安保理決議第1718号に基づく外為法上の措置として北朝鮮向けに輸出が禁止されているぜいたく品(中古ピアノ22台、210万円相当)を経済産業大臣の承認を受けずに神戸港から中国・大連を経由して北朝鮮へ輸出 (2)自転車など数千点(350万円相当)を神戸税関で「仕向地は中国・大連」と虚偽報告を行い北朝鮮へ輸出 ●外為法及び関税法違反						
平成21年5月及び8月 ／平成22年6月	(有)慶南商事 A:取締役 金澤由起子 (韓国籍本名:鄭由起子)	懲役1年6ヶ月 求刑懲役1年6ヶ月 (執行猶予3年)	(有)慶南商事 100万 求刑罰金100万	平成22年12月	全貨物 ※第3者を介した輸出も禁止	全地域	5ヶ月間 (平成23年1月4日から平成 23年6月3日)
概要	(1)平成21年5月、化粧品及びに日用雑貨約7,500点(270万円相当)を「仕向地は中国・大連」と虚偽報告を行い、実際は中国・大連を経由し北朝鮮へ輸出。そのうち、経済産業大臣の承認を要する化粧品673点(51万円相当)を承認を受けずに北朝鮮へ輸出した。 (2)平成21年8月以降も2回にわたり、食料品や日用品等を、経済産業大臣の承認を受けずに「仕向地は中国・大連」と虚偽報告を行い、実際は中国・大連を経由し北朝鮮へ輸出 ●外為法及び関税法違反						
平成21年1月 ／平成21年6月	大協産業株式会社 社長 武藤裕彦	懲役1年 求刑懲役1年 (執行猶予3年)	大協産業(株) 300万	平成23年3月			
概要	平成21年1月、大量破壊兵器の開発に転用可能で輸出規制がある磁気測定装置(時価694万円)をマレーシア向けに無許可で輸出。キャッチオール規制違反。なお、被告は平成20年1月、時期測定装置をミャンマーに輸出しようとした際、経済産業省から輸出許可の申請が必要との通知を受けていたにもかかわらず、名義変更をした上で無許可輸出をしたという。 被告は、測定装置メーカーの代理店として(有)東興貿易と売買契約を結んでおり、共謀して輸出を試みていた。※東興貿易は平成22年6月に有罪判決を受けている(前頁) ●外為法違反						
平成21年4月 ／平成22年6月	(有)西武興産 社長 堤広満	懲役1年6ヶ月 求刑懲役1年6ヶ月 (執行猶予3年)	(有)西武興産 120万 求刑罰金 150万	平成23年7月	全貨物	全地域	1年1ヶ月 (平成23年7月27日から平成 24年8月26日)
概要	平成21年4月、経済産業大臣の許可が必要な中古パワーショベル1台(130万円相当)を、税関に許可不要貨物である旨を虚偽申告し、博多港から中国(大連)経由で北朝鮮に無許可輸出。 ●外為法及び関税法違反						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
平成21年7月 ／平成22年5月	一心貿易(株) 社長: 圓山徹宇 (朝鮮籍本名: 李徹宇)	3年 求刑懲役3年 (執行猶予4年)	一心貿易(株) 求刑罰金 200万	平成23年12月	全貨物	全地域	7ヶ月 (平成23年12月14日から 平成24年7月13日)
概要	(1)同社社長は平成21年7月、平成18年11月15日以降の国連安保理決議第1718号に基づく外為法上の措置として北朝鮮向けに輸出が禁止されているぜいたく品(缶コーヒー9万本(計約290万円相当))を、経済産業大臣の承認を受けずに神戸港から中国・大連経由で北朝鮮に輸出。 (2)平成21年8月、同上の禁輸措置がとられている北朝鮮へ自動車の中古タイヤ約1,150本(計約315万円相当)を、大阪南港から大連経由で北朝鮮に輸出。 (3)平成22年6月、同上の禁輸措置がとられている北朝鮮へ自動車の中古タイヤ約670本を中国向け輸出と税関に虚偽申告し北朝鮮に輸出。 ●外為法及び関税法違反						
平成20年12月 ／平成23年9月	A:新東洋機械工業 B:社長 C:副社長	略式起訴 B:不起訴処分 C:起訴猶予	A:100万円 B:100万円	平成23年11月			
概要	平成20年12月、同社社長は経済産業大臣の許可が必要な化学兵器製造に転用可能な特殊なポンプ1台を、経済産業相の許可の必要がない貨物と虚偽申告し、中国に輸出。 ●外為法及び関税法違反						
平成20年9月 ／平成23年6月	安成基(朝鮮籍)	懲役1年 (執行猶予4年) (求刑・懲役1年6ヶ月)		平成23年11月			
概要	平成20年9月及び12月、平成18年11月15日以降の国連安保理決議第1718号に基づく外為法上の措置として北朝鮮向けに輸出が禁止されているぜいたく品(高級中古車3台)を、経済産業大臣の承認を受けずに神戸港から韓国経由の船便で北朝鮮に輸出。 ●外為法及び関税法違反						